

## 香港における商標出願制度概要

北京銀龍知識産権代理有限公司

傅 文浩  
商標代理人  
商標・意匠部



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の後押しをうけて設立された代理機構である。筆者の傅氏は、中国で高校卒業後2003年来日し、日本の大学の法学部に入学した。当時、模倣品が非常に叩かれていたことから知財に興味を持ち、大学3年次から知財に関する授業やゼミをとり、その後更に知財を学ぶため大学院に進学した。大学・大学院では主に日本の知的財産法を中心に学んだ。2011年の東日本大震災を機に中国に帰国して北京銀龍に入社し、主に日本からの中国商標関連業務を中心に担当している。

香港における商標登録出願審査は、方式審査、実体審査、商標公告、登録の手順で進められる。登録になった場合、存続期間は、出願日から10年で、更新することができる。

### 詳細

香港特別行政区政府知識産権署商標登録処（以下「商標登録処」という）が出願を受領した後、審査官による次ページのフローチャートにしたがった審査が行われる。最短で出願から5～6か月で登録される。

#### 1. 商標調査

商標調査は、出願前に必ず行わなければならないことではない。そして、香港の場合、当局に調査依頼をすることができるのが特徴である。当局に調査依頼する場合、商標はもちろん、依頼者の名前も提供しなければならない。

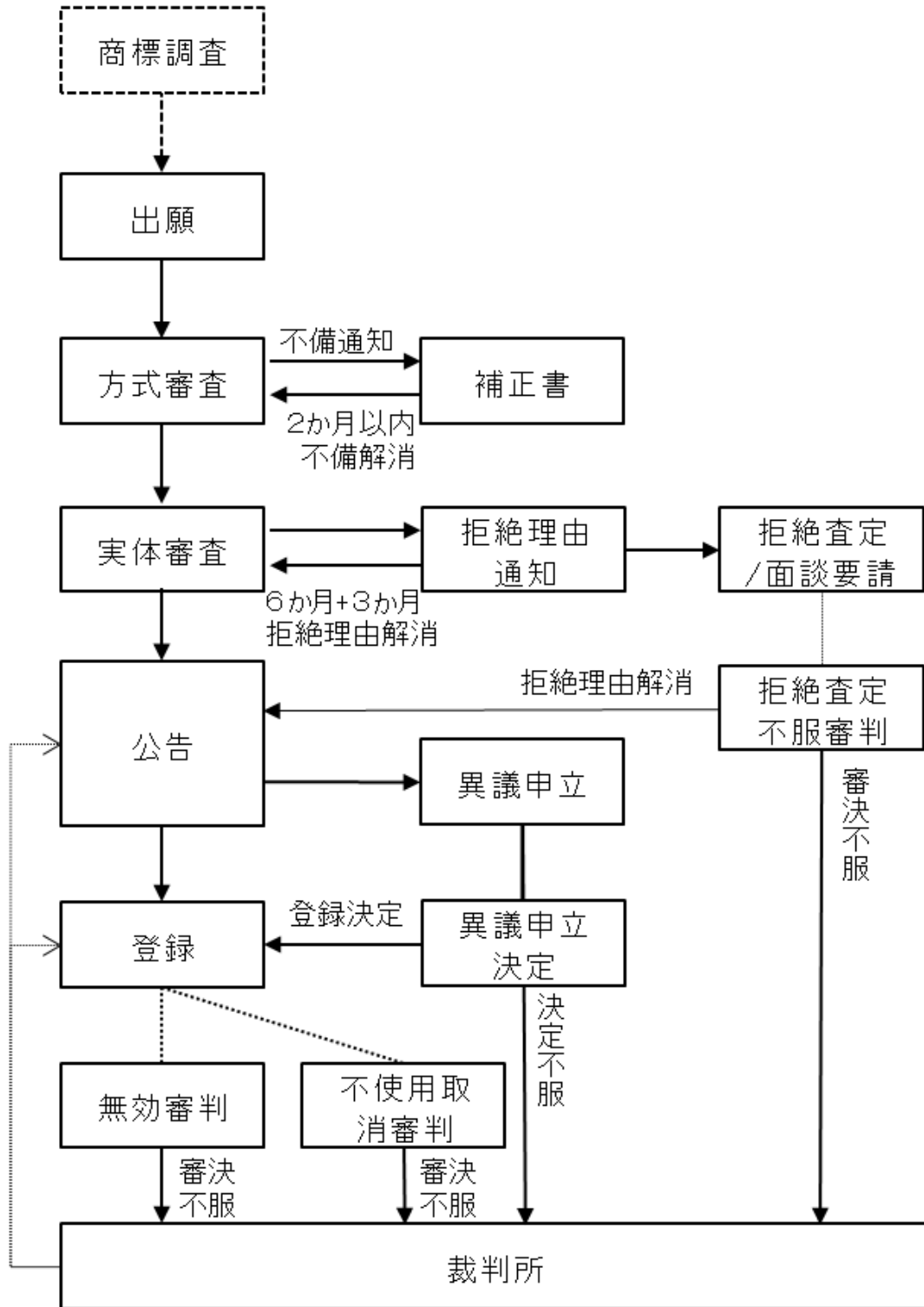
また、調査を経て出願の場合、審査官が調査結果を参考にすることもあり、審査期間を短縮できる。

#### 2. 願書提出

商標登録処が出願書類（フォーム T2 または T2A）を受領した後、受領書を発行し、申請番号を通知する。

なお、香港は、1商標多区分制である。

香港での商標出願の流れ



### 3.方式審査（記載不備などを審査）

商標登録処が、出願を実体審査する前に、フォームの必要部分が完成しているかどうか、情報が正しいかどうか、資料の不備があるかどうかなどを確認できるように、出願書類のフォームや付帯ファイルなどを詳しくチェックする。

出願書類に不備が発見された場合、商標登録処は、不備通知書の発送日から2か月以内に出願人に手続きを補正するよう要求する。

些細な修正（例えば、商品・役務の番号など）は出願日に影響しないが、より重大な修正（例えば、標章が提出されていない場合）は、出願日に影響する。さらに、重大な変更（商標標章の変更など）は一切受け付けられない。

### 4.実体審査（絶対的、相対的拒絶事由を審査）

出願書類の不備審査で書類の完備を確認した後、商標登録処は商標登録簿を審査し、同一または類似の商品・役務に他人が同一または類似の商標を登録・申請しているかどうかを確認する。

同時に、商標登録処は、当該商標が「商標条例」で定める登録要件を満たしているかどうかもチェックする。

その後、審査官は書面で当該出願を認めない理由または受理することを述べる。

### 5.拒絶

出願が登録要件を満たしていない場合、商標登録処は当該出願を拒絶する。出願人は6か月以内に登録要件を満たさなければならない。この期間は3か月延長することができる。

### 6.拒絶の対応方法

商標登録処は拒絶意見で商標が登録要件を満たさない理由を説明する。拒絶の理由が解決できるとみなされる場合、出願人に解決策を提案することも可能である。

また、香港では、コンセントレーター（同意書）も認められるため、コンセントレーターで対応することも可能である。

## 7. 拒絶理由が解決されていない場合

たとえ出願人が商標登録処に拒絶意見で指摘された問題点を解決したとしても、当該出願が依然として登録要件を満たしていない可能性がある。この場合、商標登録処は、追加意見で審査結果を説明する。この段階で、出願人が出願を続行したい場合は、商標登録処の追加意見の提起日から3か月以内に登録要件を満たすか、ヒアリングを請求することができる。出願人は、「商標規則」で定められた条件の下でのみ、上記の制限時間の延長を要求することができる（例えば、以前の商標権者の同意を得るためにより多くの時間が必要である場合）。

## 8. ヒアリング請求（面談要請）

香港の場合、拒絶理由通知は、通常、2回発行される。2回目の拒絶理由通知の応答において、ヒアリング請求（面談要請）を提出せず、且つ、拒絶理由が解消されなかった場合、拒絶査定が確定し、この場合、ヒアリング請求（面談要請）を行っていないため、拒絶査定が最終的な行政判断となり、拒絶査定不服審判を提起することができない。

一方、2回目の拒絶査定に対する応答にヒアリング請求を提出した場合、不服審判に相当する手続きに入り、審判官と面談し、証拠などを提出することによって、登録できるか否かについて再度、判断される。

## 9. 出願を公告する

商標登録処が出願を受理した後、出願内容の詳細を香港知的財産誌に掲載し、公告する。公告期間は、3ヶ月である。

（参考 URL : [http://www.ipd.gov.hk/sc/ip\\_journal.htm](http://www.ipd.gov.hk/sc/ip_journal.htm)）

## 10. 異議申立

商標の公告日から3か月以内に、何人も、公告商標に対して異議申立をすることができる。

出願人は、出願書類を取り下げた場合、または、反対理由書を提出しなかった場合、異議申立が成立すると判断され、出願商標の権利化ができなくなる。

また、香港の異議申立の特徴としては、異議申立人と出願人が交互に主張内容(異議申立理由書又は反論理由書)を提出した上で、交互に証拠書類を提出し、その後、口頭審理が行われることが特徴である。

そして、異議申立における勝者は、異議申立を対応するために生じた全ての費用(弁理士費用を含む出費)を敗者側に請求することができる。

## 11.登録

商標登録申請書を受領すると、審査官は登録商標の詳細を記録し、出願人に登録証明書を発行する。

さらに、審査官は、関連する登録通知を香港知的財産誌に公表する。登録日は出願日まで遡る。言い換えれば、登録商標の所有者は出願日から権利を持ち始める。

## 12.登録の存続期間

商標は、出願日から起算して10年間である。登録は、10年ごとの期間で更新することができる。

## 13.登録の更新

審査官が登録満了前に商標権者に対して、満了日および登録を更新できる方法を通知する。商標権者は、権利期限満了前に更新の請求および更新手数料の納付すれば、権利が更新される。権利期限満了前に更新登録出願が行われなかった場合、権利期限満了後の6か月以内に更新登録出願を行うことも出来る。ただし、この場合、追加料金を納付しなければならない。更新登録出願が認められた場合、権利期間は、10年間加算される。

登録が更新されない場合は、登録簿から削除される。

## 14.その他の注意事項

香港の場合、パリ条約が使えるため、日本の優先権を主張することができるが、マドリッドプロトコル(以下「マドプロ」という)に加盟していないので、マドプロによる香港の領土指定ができない。

また、不使用取消審判の請求期間に関しては、実際の登録日から起算して3年間を満たせば請求できる。

ソース：

香港知的財産権署ウェブサイト

<https://www.ipd.gov.hk/chi/trademarks.htm>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)